7 制 改

文部科学省大臣官房政策課

図2 学校法人や公益社団・財団法人への税額控除の導入

〈所得控除の場合〉(現行)

客附全額(所得の40%が限度)-2,000円 を所得から控除

または

〈税額控除の場合〉(新規)

寄附金額(所得の40%が限度)-2.000円 ×40% を所得税額から控除(所得税額の25%が限度)

されます。

処年扶養控除 (23~69歳) 学生についての

Ø

税等の特例措置について、 めの専用施設(能楽堂)

2年間延長

無形文化財である伝統芸能の公演のた

への固定資産

公益社団・財団法人が所有する重要

减免措置の2年延長

楽堂における

親族として、引き続き所得税38万円、等の学生等については、特定成年扶養 対象となる大学、 円以下の所得制限を設けて廃止される除(33~69歳)は、年間所得400万 個人住民税33万円の控除が存続されま ことになりましたが、 所得控除の見直しの中、 専修学校、 修学校、各種学校、勤労学生控除の 成年扶養控

研究開発税制の存続等

されます。 法人実効税率の引下げに伴い、 法人

> 載されて houdou/22/12/1300399.htm) (http://www.mext.go.jp/b_menu/ 正の詳細については、文部科学省HP なお、 います

年800万円以下 、年800万円以下の (平成26年3月31 18 (平成26年3月31 (平成26年3月31) (平成26年3月31)

平成23年度文部科学省税制改 掲

行22%) に引下げられます。

超える部分の所得については19% 部分の所得については15% 日までの特例措置)、年800 %) に引き下げられ 人税率について、

図1 日本版「プランド・ギビング」信託の創設 突附生を指令 毎年度、一定割合で金銭を交付 ⇒ 運用による利子は非課税 ⇒ 客附全控除の対象

金銭交付(ただし、3割が限度

活動実績報告

学校法人、

公益社団・財団法人の

項が認められました。 制改正要望事項として左記に掲げる事 文部科学省関係では、 平成23年度税

寄附先

「プランド・ギビング

て、信託財産から生じる利子所得につたした信託(特定寄附信託)についたした信託(特定寄附信託)について、信託のとする、一定の要件を満たがよりでは、 されます)。 交付された金銭は、寄附金控除が適用 いて非課税とされます(非営利団体に 学校法人、公益社団 ・財団法人、 認

第一定の要件 「信託開演了まで、信託銀行等は指定された非営利 関体および寄研書に各年均等に金銭を交付 ・電託開演了前に寄附者が死亡した場合には、信託 ・信託開演了前に寄附者が死亡した場合には、信託 は終了し、信託財産の金額を非営利団体に寄附する は終了し、信託財産の金額を非営利団体に寄附する

一除の道 へからの

0

Ō

す。 ついて、新たに寄附金額の40%を税額満たすものに対する個人からの寄附に 年分以後の所得税について適用されま 控除する制度が創設されます 左記の①および②の双方の要件を (平成23

①認定NPO法人の認定要件であれる絶対数により判定する方式***トと同様の要件(新たに導入さたと同様の要件の認定要件であれる絶対数により判定する方式 と選択可)

②認定NPO法人の認定要件と同 程度の情報公開に関する要件

※1 当該法人が住民税の寄附金按除の対象として地方自治体から指定されている場合、住民税の寄附金按方自治体から指定されている場合、住民税の寄附金按公司、金銀、全銀、企動に占める等附金の割合から分の1以上であること。
とであること。
100人以上であること。

このほか、 個人住民税の寄附金税額

控除の適用下限額が5000 0円に引き下げ られます。 円から

控除する研究開発税制については存続 税関係の租税特別措置が廃止・縮減さ れる中、試験研究費の一定割合を税額

げに伴い、 関連して、 学校法人や宗教法人等の法 中小企業の法人税率引下

文部科学時報 2011.4 60